

# 仙台から

---

2021.9.30 JBC

仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会・代表  
長谷川 公一

# 仙台パワーステーション操業差止訴訟判決と今後の運動方針

- 2017年9月27日提訴 原告124人
- 2020年10月28日仙台地裁判決 請求棄却

石炭火力発電所が抱える問題点を、裁判の形で日本で最初に問題提起し、被告企業の公害防止協定第20条の「環境コミュニケーション」違反と社会的責任を認めさせた。

- 原告団は解散することなく、今回の判決を踏まえて、今後も引き続き弁護士等の力添えを得て、宮城県はじめ7自治体にも働きかけながら、仙台パワーステーション株式会社に対する直接交渉によって情報公開と環境汚染の改善、最終的には早期撤退の実現をめざして運動を継続していく。

# 裁判の社会問題開示機能・政策形成機能

- 石炭火力建設・操業にともなう社会問題の所在(健康被害・気候危機・蒲生干潟への悪影響など)を地域社会に、全国に開示した。
- 仙台高松発電所の燃料転換(石炭から100%輸入木質バイオへ。四国電力の撤退、住友商事は事業継続)
- 仙台市役所の行政指導によって、仙台市内では新規の石炭火力発電所建設は事実上困難に(2017年12月から)
- 神戸・横須賀の提訴の契機の一つとなった。
- 石炭火力問題への世論喚起の一助となった。
- 地元と東京、他の立地点、海外をつなぐ

石炭火力建設反対運動のモデルに。

# 仙台PS差止訴訟報告集会 12月4日(土)午後

会場:フォレスト仙台2階会議室 ハイブリッドで開催予定

## 集会の流れ(3時間程度、予定)

開会あいさつ (水戸部原告団副団長)

基調講演(1時間程度) 平田仁子さん 日本と世界の動向

神戸、横須賀訴訟関係者2名(各20分) 裁判の経過等

弁護団(20分) 裁判の到達点と意義など

原告団長報告(20分) (長谷川原告団長)

参加者との質疑(20分)

閉会のあいさつ (千葉原告団副団長)

あわせて運動と裁判の記録集を刊行予定